

千葉県告示第652号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和4年8月5日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年8月5日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 生実町125号線	中央区生実町1642番33から 中央区生実町1979番8まで	令和4年8月5日